

# 運動場使用のしおり

「中井町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則」に基づき小・中学校の運動場を、  
「中井町総合グラウンド条例」に基づき総合グラウンドを開放しています。

## 1. 開放施設

### ■学校体育施設

◎中村小学校運動場      ◎井ノ口小学校運動場      ◎中井中学校運動場

### ■総合グラウンド

◎総合グラウンド運動場

※開放施設では、硬式野球・準硬式野球の使用はできません。

## 2. 使用できる人

### ■学校体育施設

・中井町在住、在勤者

### ■総合グラウンド

・中井町の在住、在勤者

・小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町の在住、在勤、在学者

・平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町の在住、在勤者

## 3. 団体登録

■施設の使用には、事前に「2.使用できる人」に該当する10人以上を1組とする団体登録が必要です。  
(毎年度)

■更新の場合は前年度の2月から3月末までに団体登録をして下さい。

■同一種目について、同じ利用者の複数の団体への登録はできません。(二重登録の禁止)

## 4. 使用時間

1団体の使用時間は1日2時間までです。なお、使用時間には準備・片付けも含まれます。

施設	使用時間	
学校体育施設 (運動場)	土曜日	小学校は 9:00～18:00
		中学校は13:00～18:00
	日・祝日 長期休業日	9:00～18:00
総合グラウンド (運動場)	6:00～18:00	

## 5. 使用申込み

「体育施設使用申請書」を生涯学習課へ提出してください。

※電話での申込みはできません。電話では空き状況の確認のみ可能です。

■申請受付時間 月～金曜日(開庁日のみ) 8:30～17:00

■申請受付期間 使用日の前月1日から5日前まで

※学校及び町行事等が優先となりますので、使用承認された後でも使用できなくなる場合があります。

## 6. グラウンド利用者会議

5月～10月の土・日・祝日の利用は、4月開催の「利用団体会議」で調整し仮予約ができます。

※グラウンド利用者会議で調整された日程のみ3か月毎に申請ができます。(学校施設に限る)

## 7. 使用料

■学校体育施設(運動場)……無料

■総合グラウンド(運動場)……250円/時間

※使用申込時にお支払いください。

## 8. 使用の中止、振替・返金

■日程変更等により、事前に使用を中止する場合は、必ず生涯学習課にご連絡ください。

■総合グラウンドについては、以下の場合に限り、使用料の振替・返金を行います。

①使用5日前までに利用中止の申し出があった場合

②使用者の責任でない理由により使用ができない場合(天候不良等)

③感染症や熱中症予防対策で使用を中止する場合(町が指定する期間に限る)

※利用中止の連絡は、平日の役場開庁時間(8:30～17:15)においては、生涯学習課へご連絡ください。

その他の時間及び閉庁日の使用分については、連絡不要です。

## 9. 鍵・使用記録簿の受取り、返還場所

■学校体育施設(運動場)

※鍵・使用記録簿はありません。

■総合グラウンド(運動場)

・平日の8:30～17:15

⇒ 生涯学習課

・平日の6:00～8:30、17:15～18:00及び土・日・祝日の昼間

⇒ 役場宿日直室

※鍵・使用簿を受取る際は「使用承認書・許可書」(コピー可)を提示してください。

## 10. 使用上の注意

■使用日当日は必ず「使用承認書・許可書」(コピー可)を携行してください。

■鍵・使用記録簿は、使用の15分前以降に貸出しします。

■施設、設備、器具等を破損したときは、その団体の責任において修繕をしていただく場合があります。

■許可を受けた団体および目的以外には使用できません。

■車で来場する場合は乗り合わせ、他の利用者の駐車スペース確保に努めてください。

■学校敷地内及び総合グラウンド運動場内は禁煙です。

■ごみは必ず持ち帰ってください。

■使用後は用具の片付け、清掃を必ず実施してください。

■総合グラウンドの使用については、使用記録簿に団体名・使用人数等を記入し、定められた場所に返還してください。

■上記の内容に違反した場合や虚偽申請、度重なる無断キャンセル及び転貸などの不正行為があった場合、今後の使用を禁止します。